

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)	受付日	令和 6 年 1 2 月 2 3 日
	回答日	令和 7 年 2 月 2 8 日
件 名		
ボール遊び等をする機会の創出について		
内 容		
防球ネットのある公園を増やしてほしい。現在、ボール遊びが出来る公園についても、ボール遊びはできても試合形式は×等の禁止事項のルールは子どもには分かりにくいので緩和してほしい。また、特定の公園、場所を開放して子どもが自由に遊べる機会を増やしてほしい。		
回 答		
市内のボール遊びもできる公園につきましては、「大和市子どもの外遊びに関する基本条例」に基づく施策の一つとして、平成26年度から令和2年度にかけて66か所整備してまいりました。 整備にあたっては、市内公園の立地条件や形状、使用状況などを踏まえ、自治会と調整を図ったうえで候補地を検討した経緯があります。そのため、ボール遊びのできない既存の公園につきましては、周辺の皆様のご理解が得られないなどの理由により整備を断念している場所もございますので、新たに防球ネットのある公園を増やすことは難しい状況です。 新しい公園を整備する際には、周辺の皆様の意見や周辺環境を考慮したうえで、ボール遊びができるように考えていきます。 ボール遊びのルールにつきましては、頂いたご意見を参考にさせていただきます。 本市といたしましては、引き続き、子どもたちの体力向上や心身の健やかな成長のため、外で自由にのびのびと遊ぶことができる環境の確保に努めてまいります。		
事務担当課	みどり公園課（046-260-5450） こども・青少年課（046-260-5224） こども総務課（046-260-5606）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。